

人事労務レポート

今回のテーマ

特定受給資格者の範囲

<平成19年雇用保険法改正>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-27-1

三協ビル3F

TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

平成19年4月のレポートで雇用保険法の改正内容を取り上げ、保険料率、受給資格、給付内容の変更点を解説しました。今回は、最も重要と思われる受給資格の変更について再度確認し、前回取り上げることができなかった特定受給資格者(解雇等により離職し、給付日数が手厚くなっている人)の範囲について説明していきたいと思えます。

1. 受給資格要件の変更(前回の確認)

今年の10月より雇用保険の失業手当(基本手当)の受給資格要件(失業手当を受け取るために必要な加入期間)が変更されます。

【改正前】

- ・一般被保険者：最低6ヶ月以上
- ・短時間被保険者：最低12ヶ月以上



【改正後】

- 所定労働時間の長さにかかわらず、原則として「最低12ヶ月以上」必要
* 特定受給資格者に限り、最低6ヶ月以上

自己都合退職の場合、失業手当を受け取るためには、最低12ヶ月以上加入することが必要となります。一方、特定受給資格者の場合は、6ヶ月以上加入が条件です。

2. 給付日数の違い

一般的な自己都合退職者と特定受給資格者とでは、失業手当の受け取れる日数が下記のとおり異なります。

<一般的な自己都合退職者>

加入期間	1年未満	1年～5年	5年～10年	10年～20年	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日	

<特定受給資格者>

加入期間	1年未満	1年～5年	5年～10年	10年～20年	20年以上
～30歳	90日	90日	120日	180日	
30歳～35歳		90日	180日	210日	240日
35歳～45歳				240日	270日
45歳～60歳		180日	240日	270日	330日
60歳～65歳		150日	180日	210日	240日

3. 自己都合でも特定受給資格者になれる？

「特定受給資格者」とは、倒産や解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた人をいいます。今回の法改正では、雇用保険加入期間が6ヶ月以上12ヶ月未満で、正当な理由による自己都合退職であれば、特定受給資格者と認められることとなりました(=12ヶ月以上加入でなくても失業手当がもらえる)。

【正当な理由とは…】

体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等

妊娠、出産、育児等により離職し、受給期間延長措置を受けた場合

父もしくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合または常時本人の介護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した場合

配偶者または扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となった場合

次の理由により、通勤不可能または困難となった場合

- ・結婚に伴う住所の変更
- ・育児に伴う保育所の利用等
- ・事業所の通勤困難な地への移転
- ・事業主の命ずる転勤または出向に伴う別居の回避等希望退職者の募集に応じて離職した場合等

4. 実務上の注意点

この改正内容は、退職日が平成19年10月1日以降になる方が対象となります。従業員の方へアナウンスする際、お気をつけ下さい。また、離職証明書における賃金欄は今まで直近6ヶ月分を記載すればOKでしたが、今後は予備を含めて13ヶ月分記載するようにしてください。

今月の主な労務・税務の手続き

- ・労働保険料第2期分納付期限(8/31)
- ・個人事業税第1期分の納付期限(8/31)

コラム

最近、労務管理が適正になされているかどうか検証してほしい、という依頼をよく受けるようになりました。先日もある医療機関様より、残業代の計算等、経理担当が行っている給与計算の検証依頼を受けました。IPOを準備している会社に限らず全体的に労務管理に対する意識の高まりを感じます。優れた人に長く残ってもらうにはどのような職場にすればよいか、深くつきつめないといけません。社会保険労務士会でも「労務監査」に関するスキーム作りに力を入れています。